別表第二十六（第六条第二項関係）〔平成26年３月までの期間の全ての付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成25年										平成26年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 5,100	円 4,710	円 4,330	円 3,940	円 3,550	円 3,160	円 2,770	円 2,380	円 1,990	円 1,590	円 1,200	円 800	円 400

別表第二十七（第六条第三項関係）〔平成26年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成25年										平成26年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成25年	4月	昭和28年４月２日から昭和28年５月１日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和28年５月２日から昭和28年６月１日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和28年６月２日から昭和28年７月１日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和28年７月２日から昭和28年８月１日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和28年８月２日から昭和28年９月１日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和28年９月２日から昭和28年10月１日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和28年10月２日から昭和28年11月１日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11月	昭和28年11月２日から昭和28年12月１日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12月	昭和28年12月２日から昭和29年１月１日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成26年	1月	昭和29年１月２日から昭和29年２月１日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2月	昭和29年２月２日から昭和29年３月１日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3月	昭和29年３月２日から昭和29年４月１日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十八（第六条第三項関係）〔平成26年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成25年										平成26年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成25年	4月	昭和23年４月２日から昭和23年５月１日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和23年５月２日から昭和23年６月１日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和23年６月２日から昭和23年７月１日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和23年７月２日から昭和23年８月１日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和23年８月２日から昭和23年９月１日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和23年９月２日から昭和23年10月１日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和23年10月２日から昭和23年11月１日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11月	昭和23年11月２日から昭和23年12月１日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12月	昭和23年12月２日から昭和24年１月１日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成26年	1月	昭和24年１月２日から昭和24年２月１日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2月	昭和24年２月２日から昭和24年３月１日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3月	昭和24年３月２日から昭和24年４月１日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十九（第六条第三項関係）〔平成26年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月	前納する月											
	平成25年										平成26年	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
4月	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —